

各務原市工業団地情報基盤整備促進事業補助金交付要綱

(平成17年6月17日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の工業団地内（以下「団地内」という。）に岐阜情報スーパーハイウェイ光ファイバー（以下「光ファイバー」という。）敷設整備の促進を図るため、団地内で操業する企業等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、各務原市補助金交付規則（昭和38年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業等)

第2条 補助金の対象となる事業、経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(交付申請に係る添付書類)

第3条 規則第4条に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 見積書、仕様書及び図面
- (2) その他市長が必要と認める書類

(実施報告に係る添付書類)

第4条 規則第11条に規定する補助事業実施報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業完了届
- (2) 完成写真及び図面
- (3) その他市長が必要と認める書類

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

別表（第2条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
団地内で操業する企業等が行う光ファイバー敷設事業	団地内幹線・支線道路等への光ファイバー敷設工事にかかる諸経費 （原材料費及び敷設関連諸経費を含む。ただし、団地内企業等への引き込み経費及び団地入口接続ポイントで設置すべき各種装置の取得、設置、接続等の経費は除く。）	補助事業者負担額の2分の1以内の額とし、1,500万円を限度額とする。 ただし、光ファイバー敷設事業が2年度以上にわたる場合において、上記限度額は実施期間の全期間を通じた額とする。